

社労士 V 21 年受験

佐藤としみの条文順過去問題集③【健保・社一編】

(21 年版 1 刷用)

頁	該当箇所	修正前	修正後	備考
35	解答 16	× (法 43 条 1 項) 標準報酬月額 の随時改定は、継続した 3 か月間 (支払基礎日数が「17 日未満」の 月を除く) の報酬の平均と現在の標 準報酬月額に著しく差が生じた場 合であって、保険者等がそれを必要 と認めた場合に行われる。	× (法 43 条 1 項) 標準報酬月額の 随時改定は、継続した 3 か月間 (各 月とも、報酬支払の基礎となった日 数が、「17 日以上でなければなら ない) に受けた報酬の総額を 3 で除し て得た額が、その者の標準報酬月 額の基礎となった報酬月額に比べて、 著しく高低を生じた場合であって、 保険者等がそれを必要と認めた場合 に行われる。	
65	解答 45	× (法 74 条 1 項 2 号、法 86 条 2 項) 保険診療部分は 2 割負担、保 険外診療部分の 5 万円は全額負担と なり、被保険者の支払額は「7 万円」 となる。なお、出題当時は正しい記 述であったが 70 歳以上の自己負担 額が 1 割から 2 割の引き上げられた ため誤りとなった。	※ 70 歳に達する月の翌月以降に 係る保険診療部分の自己負担割合 (一定以上所得者を除く) は、本則上 は 2 割であるため、設問の被保険者 の支払額は、保険診療部分の「2 万 円」と保険外診療部分の 5 万円で合 計 7 万円となり「×」であるが、自 己負担割合を 1 割に据え置く経過措 置が平成 22 年 3 月まで延長された ことにより、実際には、保険診療部 分の「1 万円」と保険外診療部分の 5 万円で合計 6 万円となるため解答 は※とした。	
107	解答 30	○	×	